



## STAR LINK 会員規約

株式会社スターフライヤー(以下「当社」といいます。)は、会員制プログラム STAR LINK(以下「SLK」といいます。)を運営します。本規約は、SLK 利用に際しての条件を定めたものです。

### 第一章 入会に関する規約

#### 第 1 条 会員

本規約において「会員」とは、当社に対して SLK への入会申込をされ、当社により入会を承認された個人のお客様のことを指します。

#### 第 2 条 入会申込

SLK への入会申込をされる場合には、本規約の内容をご理解いただき、これをご承諾のうえ、当社所定の入会申込書に必要事項を記入の上、当社にご提出ください。

#### 第 3 条 入会審査

当社に入会申込書が到着後、当社にて入会審査を行います。入会審査の結果、当社が当該申込をされたお客様の入会が不適当であると認めた場合には、入会をお断りする場合があります。

#### 第 4 条 会員資格の発効

会員資格は、当社から入会を承認されたお客様のマイル口座(会員のマイルを積算および使用を記録しておく口座)開設が完了した時点で発効します。

#### 第 5 条 入会不承認の場合の対応

入会審査の結果、入会が認められなかった場合には、当該入会申込をされたお客様に対してその旨通知されます。

#### 第 6 条 会員カードの発行

申込書による申し込みのときは、申込書に会員カードが付属しています。また、ホームページより申し込んだときは会員が入力した住所に会員カードが送付されます。会員は会員カードの所定の欄に、ボールペン等消去できない筆記具で、すみやかに会員ご本人様のご姓名をご記入ください。会員カードに記名がされていない場合は、会員カードを利用した特典(以下に定義します。)を受けられない場合があります。なお、この会員カードの所有権は当社に帰属し、会員に貸与するものです。

#### 第 7 条 会員カードの使用

会員カードには会員固有の会員番号が表示されます。会員のマイル口座へのマイル積算、残高照会および特典のお申込みに関わる手続は、会員ご本人様しか行えません。その場合、会員番号と暗証番号のご提示が必要となり、加えて、別段の方法にて本人確認をさせていただく場合があります。

#### 第 8 条 小児・乳幼児の会員カードの使用

会員が小児(3歳~11歳、)または乳幼児(3歳未満)の場合には、その親または法定代理人が、マイル積算、残高照会および特典のお申込み等の諸手続を、会員本人に代わって行うことができます。



STARFLYER

#### 第9条 二重登録の禁止

マイル口座は会員お1人様1口座とし、会員お1人様が複数のマイル口座の設定を受け、またはマイルを二重登録することはできません。複数のマイル口座の開設やマイルの二重登録が判明した場合は、当社はその選択により任意のマイル口座を1口座のみ残し、それ以外のマイル口座およびそこに積算されたマイルを無効にすることができます。

#### 第10条 暗証番号の登録・管理

会員の特典を利用する際には、暗証番号の提示が求められます。入会申込時に、暗証番号の設定を会員が行わなかった場合、当社が暫定的に暗証番号の初期設定を行います。その場合、会員は、入会后、速やかに暗証番号の変更を行うものとします。

#### 第11条 暗証番号の不正利用

他人が暗証番号を利用したことにより会員に被害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。

#### 第12条 会員カードの管理

会員は、その自己責任において会員カードおよび暗証番号その他会員カードに係る情報(以下「カード情報」といいます。)を管理しなければなりません。会員は、他人に会員カードを貸与、譲渡または担保提供してはならず、また、カード情報を使用させてはなりません。

#### 第13条 会員カードの再発行

会員が、会員カードの紛失、盗難、破損、汚損等により会員カードの再発行を申し込んだ場合で、当社が審査のうえ承認した場合には、会員が所定の手数料を支払うことを条件として、会員カードを再発行します。

### 第二章 マイルに関する規約

#### 第14条 マイル取得(対象フライトの利用)

会員が SLK 入会后、当社のマイル加算の対象となるフライト(以下「対象フライト」といいます。)を利用した場合、マイルが取得できます。なお、会員は対象フライトの搭乗前に、搭乗ゲート付近に設置されておりますマイルレコーダーに会員カードをかざすことでマイルの登録をすることとします。当社は、対象フライトのマイル取得基準(提携航空会社、飛行区間、地域、搭乗クラス、ブッキングクラス、運賃など)を随時、任意に見直す権利を有します。

#### 第15条 マイル取得(提携会社)

当社と提携関係にある会社(以下「提携会社」といいます。)が指定する商品・サービス(以下「マイル取得対象商品・サービス」といいます。)について、その購入時に与えられるポイントを、当該提携会社および当社の定める条件にしたがってマイルに交換できます。なお、マイル取得対象商品・サービスの購入時に SLK に入会していることが前提条件となります。また、提携会社が指定するマイル取得対象商品・サービスの購入時にポイントをマイルに交換するためには、提携会社所定のポイント制度等にも加入していることが前提条件として求められる場合があります。提携会社は、マイル取得対象商品・サービスを随時、任意に見直す権利を有します。マイル取得対象商品・サービスおよびこれに係るポイントのマイルへの交換条件につきましては、当社ホームページにてお知らせいたします。

#### 第16条 マイルチャート

対象フライトに係るマイルは、運賃の支払いおよび発券が行なわれ、かつ実際に会員が搭乗した場合にのみ付与されま



STARFLYER

す。付与されるマイル数は、当社が定めるマイルチャートに基づき、会員が出発した都市と到着した都市間に基づいて計算されます。

#### 第 17 条 マイルの積算

マイルの積算は、会員が購入した座席数に関係なく、対象フライトへの搭乗 1 回につき、会員のマイル口座に対して 1 回だけ行なわれます。なお、搭乗時点のマイル取得基準に従って、運賃種別等によってはマイルの積算が行なわれない場合もあります。マイル口座に積算されたマイルは会員からの確認が可能となるまでに、1 週間程度の時間を要します。

#### 第 18 条 マイルの請求

対象フライトに搭乗またはマイル取得対象商品・サービスを購入し、マイルの取得基準を満たしたにもかかわらず、マイルがマイル口座に積算されなかった場合、会員は当社が定める方法に従って、対象フライトへの搭乗またはマイル取得対象商品・サービス購入(以下「マイル加算対象取引」といいます。)があった日から 3 カ月以内であれば、当社に対してその旨通知し、マイルの積算を請求することができます。ただし、提携会社によりマイルの事後登録を受け付けない場合、マイルの積算請求可能期間が異なる場合があります。

#### 第 19 条 異議に必要な書類

会員は、マイルの付与について異議がある場合、マイル加算対象取引の日から 6 カ月以内に当社に異議の申立てができます。その際は、対象フライトへの搭乗を証明する書類その他、マイル加算対象取引を証明する書類の提出が必要となります。

#### 第 20 条 小児のマイル

小児についても、原則として、大人(12 歳以上の者)と同様の基準にてマイルが付与されます(キャンペーン等によるボーナスマイルを除く)。小児が特典を利用する場合でも、大人が特典を利用する場合と同じマイルが差し引かれます。

#### 第 21 条 乳幼児のマイル

乳幼児が乳幼児運賃で対象フライトに搭乗する場合には、マイルの付与は行われません。また、乳幼児が大人と同様のマイルを使用して特典航空券を取得した場合には、座席の占有が可能です。

#### 第 22 条 会員間での共有・合算・譲渡

積算されたマイルは会員ご本人様固有のものであり、会員同士であっても、共有、合算および譲渡することはできません。

#### 第 23 条 マイルの有効期限

マイルの有効期限は、マイル取得対象取引が行なわれた年の、翌々年の 12 月 31 日までです。(例:マイル取得が平成 18 年 10 月の場合、平成 20 年 12 月 31 日)

### 第三章 特典利用に関する規約

#### 第 24 条 特典

本規約において「特典」とは、会員からの申込みにより、積算されたマイルを使用と引き換えに行なわれる航空券(以下「特典航空券」といいます。)、物品その他のサービスの提供のことを意味します。



STARFLYER

#### 第 25 条 特典の利用者

一部特典を除き、特典は会員のほか、指定利用者(以下に定義します。)によってもご利用いただけます。

#### 第 26 条 指定利用者

本規約において「指定利用者」とは、会員が指名した方のことです。指定利用者が特典を利用する場合は、会員から事前に指定利用者の氏名、年齢、性別をスターリンク事務局に連絡する必要があります。

#### 第 27 条 特典利用の申込み

特典利用の申込み時には、所定の本人確認を行います。会員または指定利用者のいずれが特典を利用する場合でも、会員本人からの申込みが必要です。

#### 第 28 条 特典の送付

特典航空券および特典に係る物品の送付は、全て、当社に登録された会員の住所に対して行われます。会員が転居等の理由で登録された住所を変更する場合、婚姻による改姓、その他、特典航空券および特典にかかる物品の送付に必要な情報に変更が生じた場合には、当社に速やかに届出を行う必要があります。

#### 第 29 条 特典利用の制限

特典航空券については、利用できない期間や利用座席数等の制限を設けることがあり、便によっては利用可能な座席が無い場合もあります。当社は、この利用制限を理由に、特典の申込みの取消、マイルの払戻しおよび特典の有効期限延長等を行う責任を負いません。また、利用期限のある特典については、必ず当該期限内にご利用ください。その他の各種制限や条件については、特典のご利用前に必ずご確認ください、かかる条件に従ってください。

#### 第 30 条 特典航空券利用の本人確認

特典航空券を利用する場合は、本人確認をする場合があります。会員カードおよび身分を証明できる書類を携帯されていない場合には、特典の利用をお断りする場合があります。

#### 第 31 条 特典の譲渡・売買の禁止

特典航空券はいかなる形でも会員または指定利用者から第三者へ譲渡・売買することを禁止します。

#### 第 32 条 税金・使用料・付帯費用

特典航空券の利用に伴い発生する税金・国内線旅客取扱施設利用料および付帯費用は、その特典航空券を利用される会員または指定利用者にご負担いただきます。

#### 第 33 条 特典の紛失・盗難

特典航空券または特典に係る物品の紛失または盗難等が生じた場合、また、特典航空券または特典に係る物品の発送以降、配送中に生じた遅延、紛失、損害等により会員が特典を受領できずまたは利用できない状況となった場合についても、当社は再提供の義務や、それを補償するいかなる責任も負いません。

#### 第 34 条 特典の補償

当社は、利用できなかった特典航空券または特典に係る物品・サービスを補償するいかなる責任も負いません。特典航空券に係る搭乗便の遅延または運航の中止等が発生した場合であっても、当社は、当社の他の便や他社便への振替等を行う義務を負いません。



STARFLYER

#### 第 35 条 送付書類の取扱い

当社宛にご送付いただいた書類の管理・処分権利は当社にあり、書類の返却の義務はありません。重要書類、必要書類の場合は手元にコピーを保管のうえ原本の送付をお願いします。

### 第四章 個人情報に関する規約

#### 第 36 条 個人情報の管理

当社は、会員の個人情報の取扱いは、法令および当社が別途定める当社プライバシーポリシーに従って、細心の注意を払い、適正で安全な管理を実行します。

#### 第 37 条 個人情報の利用目的(フライト業務)

会員の個人情報は、フライト業務に関連して、(A) 航空運送サービスにともなう予約、航空券販売、チェックイン、空港ハンドリング、機内サービス、(B) 連帯運送、共同引受、コードシェア、相次運送および受託運送にともなう予約、航空券販売、チェックイン、空港ハンドリング、(C) SLK におけるサービスの提供、ならびに(D) 当社が取り扱うその他のサービス・商品の案内、提供および管理等に利用します。

#### 第 38 条 個人情報の利用目的(その他の業務)

会員の個人情報は、第 37 条記載以外の業務に関連して、(E) 当社のサービス・商品等に関するアンケートの実施、(F) 新たなサービス・商品の開発、(G) 当社のサービス、商品、各種イベント、キャンペーンのご案内および各種情報の提供、(H) 当社グループ会社・提携先企業等が取扱うサービス、商品、各種イベント、キャンペーンのご案内および各種情報の提供ならびに(I) 問合せ、依頼等に利用します。

#### 第 39 条 個人情報の記載拒否

当社は、会員等が本章に定める個人情報の取扱いについてご承諾いただけない場合および入会の申込みに必要な事項の記載をしない場合に、入会をお断りし、または退会の手続きをとることができます。

#### 第 40 条 業務委託先への対応

当社は、本規約に係る業務の一部を委託した業務委託先に対して、入会申込書その他本規約に関連してお客様から提供された個人情報を、必要な範囲で文書またはオンラインにて提供する場合があります。ただし、会員が希望し、その旨当社に対して通知した場合には、業務委託先への提供を停止します。

#### 第 41 条 個人情報保護法に基づく取扱い

会員の個人情報について、会員より、開示、訂正、削除、追加、利用停止および消去等の請求があった場合、請求者が会員本人であることを確認した上で、適切に対応します。なお、情報の開示等には所定の手数料が必要となる場合があります。

#### 第 42 条 個人情報の変更届け出

個人情報に変更が生じた場合には、当社に対して届け出を行わなければなりません。

#### 第 43 条 プライバシーポリシー

当社のお客様の個人情報の取扱いは、当社プライバシーポリシーにて定められています。当社プライバシーポリシーは当社のホームページにてご確認ください。



#### 第 44 条 個人情報の確認と問い合わせ

会員の個人情報についての確認やお問い合わせは、当社または当社のホームページ上 (URL:www.starflyer.jp) または当社でご案内しています。

### 第五章 会員資格終了に関する規約

#### 第 45 条 退会

会員が退会を希望する場合は、当社への届け出が必要です。

#### 第 46 条 会員資格の失効

3 年間マイルの取得実績がなかった場合は、自動的に会員資格が失効します。その場合、その日までに蓄積された未使用のマイルは全て無効となります。

#### 第 47 条 会員資格・特典の利用停止

当社との信頼関係を著しく損なう行為ならびにマイルの取得および特典の利用等に関する不正行為があった場合には、会員資格の失効、積算マイルの没収、特典の利用停止、特典の返還請求を行うことがあります。また、それ以後の SLK への入会を承認しないこともあります。

#### 第 48 条 会員の死亡

会員が死亡した場合、当該会員の相続人は当該会員のマイル口座に残っているマイルを承継できます。ただし、その場合、当該相続人は、かかるマイルの相続権を自らが専ら有することを合理的に証明する書類を、会員死亡後 6 ヶ月以内に提示する必要があります。期間内に係る書類の提示がされなかった場合は、当該会員の積算マイルは全て消滅します。また、上記の場合を除いて、退会または資格が失効した会員がそれまでに取得していたマイルを特典に引換えることはできません。

#### 第 49 条 カードの返却

入会が承認されなかった場合、会員資格が失効した場合は、会員は速やかに会員カードを返却する必要があります。

### 第六章 その他の規約

#### 第 50 条 不正に対する措置

会員による不正な行為が行われた場合、当社は、第 47 条に定める措置の他、必要に応じて損害賠償請求等の法的措置をとることがあります。特典航空券などの不正利用が発覚した場合には、正規普通運賃を会員または指定利用者にご負担いただきます。

#### 第 51 条 終了の告知

当社は任意に SLK を終了することができ、終了する場合、その 3 ヶ月以上前に会員に当社ホームページへの掲載により告知いたします。その際、別途定めがある場合を除き、SLK 終了時点で、会員の未使用マイルの取消および未使用特典の利用中止が行われます。

#### 第 52 条 制度の変更

SLK の制度や諸条件は、予告なしに変更する場合があります。



STARFLYER

#### 第 53 条 情報の優先

本規約に基づく会員に対する告知は当社ホームページへの記載により行なわれるものとします。本規約およびこれに基づく告知については、当社ホームページに新たに記載された内容が、それ以前の内容に優先します。

#### 第 54 条 特定会員への特典

諸条件の違いにより、特定の会員にのみ特典が提供される場合があります。

#### 第 55 条 会員への情報提供

当社は会員に、ダイレクトメールまたは電子メールで情報をご提供することがあります。ただし、会員から当社へお申し出があれば、これらの送付および送信を停止いたします。

#### 第 56 条 当社に対する通知

会員から当社に対して本規約に基づいて行なわれる申込、届出その他の通知は、以下のスターリンク事務局に対して行なわれるべきものとします。

#### スターリンク事務局

郵便番号 802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町二丁目 2 番 1 号

電話番号 ナビダイヤル 0570-07-1001

以上